

令和3年11月26日
練馬区

新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針

国は、11月19日、医療逼迫状況に重点を置いた「新たなレベル分類の考え方」に基づき、基本的対処方針を変更した。

これを受け東京都は、11月25日、都における今後のコロナ対策の基本的な考え方を示すとともに、都の感染状況を示すレベルと各レベルで想定される措置内容を公表した。現在の状況を「レベル1」（参考「東京都のレベル分類指標」）と位置づけ、12月1日から「レベル1」の間を、引き続き基本的対策徹底期間として、都民および事業者に対し、基本的感染防止策の徹底について協力を依頼した。

区は、都の方針を受けて、12月1日から「レベル1」の状況にある間、以下のとおり対応する。

なお、国、都の方針に変化が見られた際は、必要に応じて見直しを行う。

1 基本的な考え方

- (1) 区民の皆様には、3密の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなど基本的な感染防止策を引き続きお願いする。外出する際は、混雑している場所や時間を避けて行動すること、また、都道府県をまたぐ移動の際は、基本的な感染防止策を徹底するとともに、発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行などを控えることをお願いする。
- (2) 区内の飲食店等には、年末年始の会食等の場面における感染リスク低減のため、令和4年1月16日までの間、同一グループの同一テーブルへの入店案内を8人以内とするようお願いする。9人以上の場合には、TOKYOワクション又は他の接種証明書等を活用することを推奨する。また、引き続き、業種別ガイドラインの遵守をお願いする。なお、都の感染防止徹底点検済証の交付を受けていない店舗については、酒類の提供を午後9時までとし、同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とするようお願いする。

2 具体的な対応策

【区立施設】

- (1) 通常運営とする。ただし、練馬文化センター、大泉学園ゆめりあホール、生涯学習センターホールにおいて、大声での歓声・声援等が想定される場合は利用人員を定員の50%とする。

【イベント・事業】

- (1) 区が主催するイベント・事業は、収容定員を上限5,000人とする。ただし、大声での歓声・声援等が想定される場合は、定員の50%以内とする。
収容定員が設定されていない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔を確保する。

【その他共通事項】

- (1) マスクの着用、手指消毒、換気の徹底、3密の回避など、基本的な感染防止策を徹底する。
- (2) 長時間におよぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者に注意喚起する。
- (3) 入浴は、引き続き禁止する。

3 区民の皆様へのお願い

3密の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなど基本的な感染防止策を引き続きお願いします。

外出する際は、混雑している場所や時間を避けて行動するようお願いいたします。また、都道府県をまたぐ移動の際は、基本的な感染防止策を徹底するとともに、発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行などを控えてください。業種別ガイドライン等を遵守している施設を利用するようお願いいたします。

路上・公園等における集団での飲酒など感染リスクが高い行動は、控えてください。

4 区内事業者へのお願い

飲食店等は、年末年始の会食等の場面における感染リスク低減のため、令和4年1月16日までの間、同一グループの同一テーブルへの入店案内を8人以内とするようお願いいたします。9人以上の場合には、TOKYOワクション又は他の接種証明書等の活用にご協力ください。営業にあたっては、業種別ガイドラインを遵守してください。都の感染防止徹底点検済証の交付を受けていない店舗については、酒類の提供を午後9時までとし、同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とするようお願いいたします。

5 練馬区方針の取扱い

- (1) この方針に記載のない事項で、国、都の方針が発出されているものは、それによることとする。
- (2) この方針は、国、都の方針に変化が見られた際など、必要に応じて見直しを行う。